

佐久大学助産学専攻科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、佐久大学学則第5条の助産学専攻科（以下「専攻科」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 専攻科は、看護教育に加えて助産専門職にふさわしい精練した助産学を教授研究し、もって助産師資格の取得を目指し、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的する。

(教員組織)

第3条 専攻科に専任の教員を置く。

2 専攻科に学長の指示を受けて専攻科を統括する専攻科長を置く。専攻科長は、学長が指名する。

3 専攻科に専攻科会議を置く。専攻科会議に関する内規は、別途定める。

(修業年限)

第4条 専攻科の修業年限は1年とする。

2 学生は2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第5条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女性で、看護師資格を有する者とする。

(1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育（日本において、外国の大学が行う通信教育を履修する場合も含む。）における16年の課程を修了した者

(4) 日本において、文部科学大臣が指定した外国大学日本校の16年の課程を修了した者

(5) 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者

(入学の時期等)

第6条 入学の時期、入学の出願、選考、手続及び入学の許可については、本学学則に定めるとおりとする。

2 専攻科の入学者の選考方法については、別途定める。

(教育課程及び履修方法等)

第7条 専攻科の授業科目の種類及び単位数は、本学学則別表第2-3のとおりとする。

2 各授業科目を必修科目、選択科目に区分する。

3 その他の教育課程及び履修方法等については、本学学則に定めるとおりとする。

4 専攻科の履修規程は、別途定める。

(修了の認定)

第8条 専攻科に1年以上在学し、かつ、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、専攻科会議の議を経て、学長が修了の認定を行う。

2 学長は、修了認定した者に対して、修了証書を授与する。

(その他)

第9条 本規程に定めのないものについては、本学学則の定めに従うものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専攻科会議の議を経て、学長が行う。

(附 則)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。